

## 区域の区分について

区分（注1）	特定工場等において発生する騒音の規制地域	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域	自動車騒音の限度を定める地域	
第一種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域	第1種区域	第1号区域	a区域	
第二種低層住居専用地域及びこの地域に相当する地域				
田園住居地域及びこの地域に相当する地域				
第一種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域	第2種区域		b区域	
第二種中高層住居専用地域及びこの地域に相当する地域				
第一種住居地域及びこの地域に相当する地域				
第二種住居地域及びこの地域に相当する地域				
準住居地域及びこの地域に相当する地域	第3種区域		第2号区域 (注2)	c区域
近隣商業地域及びこの地域に相当する地域				
商業地域及びこの地域に相当する地域				
準工業地域及びこの地域に相当する地域				
工業地域及びこの地域に相当する地域	第4種区域			

注1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域をいう。

注2 第2号区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域は第1号区域となる。